

# 第 8 回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 1 月 30 日 10 時 00 分開会 ～ 11 時 00 分閉会

2. 開催場所 恵庭市役所 3 階 301・302 会議室

3. 出欠状況（出席委員 15 名）

1 番	職務代理者	小寺 和雄	出席	
2 番		姉崎 敏一	出席	
3 番		橋本 佳文	出席	
4 番		中島 和彦	出席	
5 番		大岩 則子	出席	
6 番		小山内 洋美	出席	
7 番		工藤 伸一	出席	
8 番		坂本 孝之	出席	
9 番		西野 和文	出席	
10 番		平野 貴史	出席	
11 番		寺澤 順一	出席	
12 番		中村 孝之	出席	
13 番		田中 浩巳	出席	議事録署名員
14 番		澤永 英樹	出席	議事録署名員
15 番	会 長	西口 雅樹	出席	

4. 協議事項

報告第 1 号 委員会業務報告について

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について

5. 参与した職員

農業委員会事務局	局長	西中	紀和
	次長	市川	忠志
	主査	横式	信幸
		大高	慶寛
	関		将司

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 8 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。  
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。  
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。  
改めまして、今年 1 年よろしくお願ひいたします。  
新年早々から大変大きな災害がございました。今年はどんな年になるか  
という所でございますが、何とかなるとの気持ちでやっぴいかなければ、  
私たちの農業や他の産業も成り立たないかなと思っぴしております。  
また、24 年問題とされている、物資の輸送関係では運転手の関係から時  
間制限がされ、販売のほうにも影響がでるといふことで、関係団体として  
は頭が痛いところかと思っぴしております。  
こうしたことかから、今後とも皆さんのご協力を得ましてやっぴいきたい  
と思っぴしております。  
本日の総会も議案等がありますが、皆さんによる慎重審議をお願ひ申し  
上げます。

事務局長： ありがとうございます。  
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行に  
ついては、会長にお願ひしたいと思っぴます。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議  
規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。  
13 番田中委員、14 番澤永委員を指名します。よろしくお願ひいたします。  
続きますして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願ひます。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。

議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。

本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が1件、議案が5件となります。

日程3、報告第1号は、令和5年12月27日から令和6年1月29日までの委員会業務の報告となります。

日程4、議案第1号は、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借の合意解約が4件。

日程5、議案第2号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、売買が1件。

日程6、議案第3号は、農用地利用集積計画の決定について47件。

日程7、議案第4号は、北海道農業公社による買入協議要請について1件。

日程8、議案第5号は、令和7年度農業政策と予算に関する要望について1件であります。こちらは、石狩地方農業委員会連合会を通じて北海道選出国會議員への要望案となります。

以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

---

## 報告第1号 委員会業務報告について

会 長： 日程3、報告第1号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第1号「委員会業務報告について」ご報告いたします。

令和5年12月27日から令和6年1月29日までの業務報告となります。

12月27日 第7回恵庭市農業委員会総会

1月4日 令和6年仕事始めの会

1月5日 令和6年新年交礼会

1月11日 令和6年石狩地区農協組合長会新年交礼会  
1月18日 農地法第3条聞き取り調査  
1月22日 恵庭市議会第1回臨時会  
1月24日～26日 農業委員道外研修  
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

---

### 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会 長： 日程4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の審議であります。農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。

番号3番、4番について審議いたしますので、                    の退席をお願いいたします。事務局より説明願います。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
農地法第18条第6項の規定により、提出のあった貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。

番号3番、4番、所在、地番、                    、地目、田、面積、          m<sup>2</sup>、貸主、          の          さん、                    を仲介し、          の            
                    が借りていたものでございます。契約期間ですが、            
                    から                    まででありましたが、            
          に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、            
のためであります。

以上、2件の解約につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号1番、2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED]  
[REDACTED]㎡、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を  
仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借りていたものでございます。契約期間  
ですが、1番が[REDACTED]から[REDACTED]、2番が[REDACTED]  
[REDACTED]から[REDACTED]まででありましたが、[REDACTED]  
[REDACTED]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[REDACTED]  
のためであります。  
以上、2件の解約につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し  
上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

## 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

会 長： 日程5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」  
このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。  
番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、  
[REDACTED]㎡、譲渡人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]の[REDACTED]さん、  
[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]の[REDACTED]さん、理由、[REDACTED]  
[REDACTED]。譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]さん、耕作面積、[REDACTED]ha、  
家畜、[REDACTED]、理由、[REDACTED]。権利区分、

売買、価格、10 a 当たり 〇〇〇〇円、総額 〇〇〇〇〇〇円。場所につきましては地図番号 1 番、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の斜線の土地となります。

なお、この申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可要件に適合するものでございます。

以上、1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： この案件対しまして、聞き取り調査を開催しております。  
工藤委員より報告願います。

工藤委員： 1 月 18 日、譲受人であります、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんに出席をいただき、聞き取り調査を行いました。  
聞き取り調査にあたっては、〇〇〇〇さんの経営地の確認、取得理由、譲渡価格、今後の営農計画を確認しました。  
他の委員から特に異議がなく、聞き取り調査を終了しました。

会 長： 只今、事務局からの説明と聴取委員長からの報告がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

### 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 6、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であります。農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。  
番号 29 番から 32 番について審議いたしますので、〇〇〇〇の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。番号 29 番、30 番、貸主、[ ] の [ ] さん、[ ] を仲介し、借主、[ ] の [ ] さん、土地の所在、[ ]、[ ]、地目、公簿、現況共に、畑と田、面積、[ ] m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 16 番、[ ]、[ ] の斜線の土地となります。

番号 31 番、32 番、貸主、[ ] の [ ] さん、[ ] を仲介し、借主、[ ] の [ ] さん、土地の所在、[ ]、[ ]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[ ] m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 17 番、[ ]、[ ] の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。次に、番号 44 番について審議いたしますので、[ ] の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 番号 44 番は売買となります。番号 44 番、所有権の移転をする者、[ ] の [ ] さん、所有権の移転を受ける者、[ ] の [ ]、土地の所在、[ ]、[ ]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[ ] m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 26 番、[ ]、[ ] の斜線の土地となります。所有権の移転を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： この案件対しまして、農用地利用調整会議を開催しております。西野委員より報告願います。

西野委員： 1月19日、JA道央恵庭事務所の2階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し10a当たり■■■■円の価格を提示、総額■■■■円で双方の同意をいただきました。  
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局からの説明と調整委員長からの報告がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号1番から43番が賃貸借、44番から47番が売買となります。なお、番号1番から38番は、■■■■を仲介しての賃貸借となります。

番号1番、2番、貸主、■■■■の■■■■、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■㎡、場所につきましては地図番号2番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号3番、4番、貸主、■■■■の■■■■、借主、■■■■の■■■■、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■㎡、場所につきましては地図番号3番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号5番、6番、貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■㎡、場所につきましては地図番号4番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号7番、8番、貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■㎡、場所につきましては地図番号5番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

番号9番、10番、貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、土地の所在、■■■■、地目、公簿、畑と雑種地と田、現況、畑と田、面積、■■■■㎡、場所につきましては地図番



号6番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号11番、12番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号7番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号13番、14番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号8番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号15番、16番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号9番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号17番、18番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、畑と原野、現況、畑、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号10番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号19番、20番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号11番、11の1、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。11の2、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号21番、22番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、田と用悪水路、現況、畑、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号12番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号23番、24番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号13番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号25番、26番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、田と雑種地、現況、田、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号14番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号27番、28番、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、畑、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号15番、[REDACTED]

、 の斜線の土地となります。

番号 33 番、34 番、貸主、 の さん、借主、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、畑と雑種地と田、現況、畑と田、面積、  $m^2$ 、場所につきましては地図番号 18 番、18 の 1、 、 の斜線の土地となります。18 の 2、 、 の斜線の土地となります。

番号 35 番、36 番、貸主、 の さん、借主、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、畑、面積、  $m^2$ 、場所につきましては地図番号 19 番、 、 の斜線の土地となります。

番号 37 番、38 番、貸主、 の 、借主、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、田、面積、  $m^2$ 、場所につきましては地図番号 20 番、 、 の斜線の土地となります。

番号 39 番、貸主、 の さん、借主、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、畑、面積、  $m^2$ 、場所につきましては地図番号 21 番、 、 の斜線の土地となります。

番号 40 番、貸主、 の さん、借主、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、田、面積、  $m^2$ 、場所につきましては地図番号 22 番、 、 の斜線の土地となります。

番号 41 番、貸主、 の さん、借主、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、田、面積、  $m^2$ 、場所につきましては地図番号 23 番、 、 の斜線の土地となります。

番号 42 番、貸主、 の さん、借主、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、畑と田、面積、  $m^2$ 、場所につきましては地図番号 24 番、 、 の斜線の土地となります。

番号 43 番、貸主、 の さん、借主、 の さん、土地の所在、 、地目、公簿、現況共に、畑、面積、  $m^2$ 、場所につきましては地図番号 25 番、 、 の斜線の土地となります。

番号 45 番、所有権の移転をする者、 の さん、所有権の移転を受ける者、 の 、土地の所在、 の 、地

目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 27 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]さんが取得するものでございます。

番号 46 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 28 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]さんが取得するものでございます。

番号 47 番、所有権の移転をする者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]の[REDACTED]、土地の所在、[REDACTED]、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田と畑と雑種地、面積、[REDACTED]m<sup>2</sup>、場所につきましては地図番号 29 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

こちらの土地は、[REDACTED]年後に[REDACTED]の[REDACTED]さんが取得するものでございます。

利用権の設定等を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 番号 45 番から 47 番に対しまして、農用地利用調整会議を開催しております。

はじめに、番号 45 番について平野委員より報告願います。

平野委員： 12 月 5 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり [REDACTED]円、[REDACTED]円の価格を提示、総額 [REDACTED]円で双方の同意をいただきました。

[REDACTED]

以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、番号 46 番、47 番について小寺代行より報告願います。

小寺代行： 番号 46 番について、12 月 7 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室におい

て、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり [REDACTED] 円の価格を提示、総額 [REDACTED] 円で双方の同意をいただきました。

[REDACTED]。  
番号 47 番について、12 月 7 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり [REDACTED] 円、[REDACTED] 円の価格を提示、総額 [REDACTED] 円で双方の同意をいただきました。

[REDACTED]。  
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、事務局からの説明と調整委員長からの報告がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

#### 議案第 4 号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について

会 長： 日程 7、議案第 4 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」農業経営基盤強化促進法附則第 3 条第 1 項の規定により、所有権移転に係る斡旋の申出があった農用地について、同法附則第 3 条第 2 項に基づき要請することについて、下記のとおり決定を求めます。

番号 1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、現況共に、田、面積、[REDACTED] m<sup>2</sup>、申出者、[REDACTED] の [REDACTED] さん、令和 5 年 12 月 19 日に申出されております。場所につきましては地図番号 30 番、[REDACTED]、[REDACTED] の斜線の土地となります。

以上、1 件の申請がありましたのでご審議賜りますよう、よろしくお願

申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

---

## 議案第 5 号 令和 7 年度農業政策と予算に関する要望について

会 長： 日程 8、議案第 5 号「令和 7 年度農業政策と予算に関する要望について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 5 号「令和 7 年度農業政策と予算に関する要望について」このことについて、石狩地方農業委員会連合会を通じ、北海道選出国會議員へ要望してよろしいか決定を求めます。

今回の要望につきましては締め切り期限が短いこともあり、事務局において作成したものを提案させていただきます。

要望項目、農業政策関係、食料安全保障の確立について。

要望の内容、安定的な農業生産を確保するための生産資材・価格高騰対策の拡充、継続した農業経営のための体制の構築。

要望の理由等、世界情勢の影響により、肥料・飼料・燃料など営農に必要不可欠な生産資材の価格が高騰し、農業経営の維持・存続が危機的な状況となっていることから、生産資材の安定供給や飼料等の価格高騰に対する支援、並びに農作物の適正価格を構築するといった生産現場に寄り添った、持続可能な農業を実現するための施策を要望する。

また、転作田での畑作物や高収益作物、飼料用作物の本作化へは基盤整備や機械導入、施設整備などの新たな投資が必要であり、また、農地の利用集積の推進に伴った経営規模の拡大により、更に高規格、高性能な農業機械の導入が必要となっていることから、地域の実情に則した事業採択基準への見直しなど、畑作物に対する交付金及び農業機械導入支援を拡充し、生産者が活用しやすく、今後も意欲的な営農を取組めるような施策を要望する。

要望事項については、5 月 28 日東京で開催予定の北海道選出国會議員要請集会にて要請を行う予定となっております。

以上、要望事項として提案致しますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。  
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。  
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第8回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 13 番 委 員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 14 番 委 員 \_\_\_\_\_